# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成28年10月４日 |
| 【会社名】 | 株式会社ウイルプラスホールディングス |
| 【英訳名】 | WILLPLUS Holdings Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　成瀬　隆章 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都大田区南千束１丁目３番８号 |
| 【電話番号】 | 03－3729－4301 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長　柴田　学爾 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都大田区南千束１丁目３番８号 |
| 【電話番号】 | 03－3729－4301 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長　柴田　学爾 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町２番１号) |

## 1【提出理由】

当社は、平成28年９月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年９月28日

(2) 決議事項の内容

第１号議案 定款一部変更の件

（１）今後の事業環境の国際化、事業のグローバル展開等に即応するため、また、用字の訴求性の強化を図るため、現行定款第１条に定める商号の英文表記を変更するものです。

（２）今後の事業展開に即応するため、現行定款第２条に定める事業目的の一部追加及び変更を行うものです。

（３）本社機能の強化、業務効率の向上等を図るため、本店を移転することを計画しており、現行定款第３条に定める本店の所在地を現在の大田区から移転を予定している港区に変更するものです。
なお、本変更につきましては、効力発生日に関する附則を設けるものであります。

（４）取締役会の議長については、現行定款第22条で招集者と同様に取締役社長とされていますが、同条を一部変更し、取締役会の議長の選任を取締役会に委ねることとし、状況に応じ柔軟かつ適切に対応できるようにするものであります。

変更の内容は次のとおりであります。

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （商　号）<br>第１条　当会社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、Willplus Holdings co.,ltdと表示する。 | （商　号）<br>第１条　当会社は、株式会社ウイルプラスホールディングスと称する。英文では、WILLPLUS Holdings Corporationと表示する。 |
| （目　的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。<br>１．自動車の販売及び修理<br>２．自動車部品の販売<br>３．自動車及び自動車部品の輸出入<br>４．損害保険代理業<br>５．生命保険代理業<br>６．自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業<br>７．自家用自動車貸渡業<br>８．広告代理業<br>９．営業ツールの開発及び販売<br>10．事務代行業<br>11．ソフトウェアの開発及び販売<br>12．経営コンサルティング業<br>13．上記各号に附帯する一切の事業 | （目　的）<br>第２条　当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。<br>１．（現行どおり）<br>２．自動車部品及び自動車用品の販売<br>３．自動車、自動車部品及び自動車用品の輸出入<br>４．（現行どおり）<br>５．生命保険募集に係る業務<br>６．（現行どおり）<br>７．（現行どおり）<br>８．（現行どおり）<br>９．（現行どおり）<br>10．（現行どおり）<br>11．（現行どおり）<br>12．（現行どおり）<br>13．（現行どおり） |
| （本店の所在地）<br>第３条　当会社は、本店を東京都大田区に置く。 | （本店の所在地）<br>第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。 |
| 第４条～第21条　（条文省略） | 第４条～第21条　（現行どおり） |
| （取締役会の招集権者及び議長）<br>第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。<br>（新設） | （取締役会の招集権者及び議長）<br>第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集する。<br>②取締役会の議長については、法令で別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた取締役がこれに当たる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第23条～第48条　（条文省略） | 第23条～第48条　（現行どおり） |
| （新設） | 附則<br>第１条　第３条の変更は平成28年12月31日までに開催される取締役会において決定される本店移転日をもって効力を生じるものとする。<br>なお、本附則は、本店移転の効力発生日経過後これを削除する。 |

**第２号議案 取締役４名選任の件**

取締役として、成瀬　隆章、柴田　学爾、齊田　勇、廣田　聡を選任するものであります。

**第３号議案 補欠監査役１名選任の件**

補欠監査役として、島田　容男を選任するものであります。

**(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果**

| 決議事項 | 賛成数（個） | 反対数（個） | 棄権数（個） | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合（%） |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１号議案<br>定款一部変更の件 | 18,891 | 62 | 0 | (注) 1 | 可決　99.38 |
| 第２号議案<br>取締役４名選任の件 | | | | | |
| 成瀬　隆章 | 18,864 | 89 | 0 | | 可決　99.24 |
| 柴田　学爾 | 18,875 | 78 | 0 | (注) 2 | 可決　99.30 |
| 齊田　　勇 | 18,875 | 78 | 0 | | 可決　99.30 |
| 廣田　　聡 | 18,874 | 79 | 0 | | 可決　99.29 |
| 第３号議案<br>補欠監査役１名選任の件 | | | | (注) 2 | |
| 島田　容男 | 17,790 | 1,163 | 0 | | 可決　93.59 |

(注) １．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決件の３分の２以上の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

**(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由**

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上